

令和7年度 東部振興局 地域振興調整費執行方針

令和7年4月1日

東部振興局太田行政県税事務所

東部振興局における地域振興調整費の執行方針について、以下のとおりとする。

1 目的

地域の政策課題に機動的かつ柔軟に対応することにより、地域の振興及び活性化、コミュニティ機能の強化及び地域の問題解決等を図ることを目的とする。

2 対象事業

対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域総合行政及び地域振興行政の運営
- (2) 地域の振興及び活性化、地域の課題解決、将来に向けた芽出し等に資する事業
- (3) 県政への県民参加を推進するための事業
- (4) その他、「地域調整費事務取扱要領」の第1で規定する目的を達成するために必要な事業

3 補助事業

(1) 対象事業

- ・上記2(2)～(4)のいずれかに該当する事業であること。
- ・なお、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は原則1年とする。ただし、振興局長が特に必要と認めるものは、その限りではない。

(2) 対象経費

事業の実施に要する経費

ただし、施設整備費、備品購入費及び人件費その他の経常的経費（団体の運営費、食糧費など）は対象外とする。

(3) 補助率及び補助上限額

補助率は原則補助対象経費の1/2以内とし、補助上限額は原則50万円とする。